

財団法人山梨県体育協会動作解析機器類貸出要領

1 目的

この要領は、財団法人山梨県体育協会（以下「本協会」という。）が動作解析ソフト（フォームファインダー）内蔵パソコン及びその関連付属機器（以下「動作解析機器類」という。）の貸出しについて必要な事項について定め、本県スポーツの振興及び競技力の向上を図ることを目的とする。

2 貸出す動作解析機器類は次のとおりとする。

- (1) 動作解析ソフト内蔵パソコン (NEC PC-VK27HDZCC)
- (2) レーザーマウス (Logicool Mouse M500)
- (3) 動作解析ソフト認証用USB (i.n.c SafeNet SGS01545-1117)
- (4) デジタルカメラ (CASIO EX-FH100)
- (5) SDHCメモ리카ード (BUFFALO RSDC-32GC10)
- (6) デジタルカメラ用三脚 (SLIK F740)
- (7) メモ리카ードリーダー (ELECOM MR-A003BU)
- (8) 運搬用バック (MIZUNO ビジネスバック ブラック)

3 貸出条件

貸出対象者は、本協会の加盟団体及び本協会が適当と認めた者で、次に掲げる事業に使用する場合に限り貸出すものとする。

- (1) 本県のスポーツ振興に寄与する事業
- (2) 本県の競技力向上に寄与する事業
- (3) 前2号に掲げる事業のほか、本協会が公益性があると認めた事業

4 貸出期間

貸出期間は、原則として2週間以内とする。

5 貸出料金

貸出料金は無料とする。

6 貸出申請

貸出しを希望する者は、あらかじめ所定の動作解析機器類貸出申請書（様式 - 1）を本協会に提出する。

7 貸出承認

本協会は、提出された動作解析機器類貸出申請書の内容に問題ないと認めたときは、貸出しを承認する。

8 貸出期間中の管理及び使用

- (1) 貸出しの承認を受けた者(以下、「借受者」という)は、動作解析機器類を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。
- (2) 借受者は、動作解析機器類を貸出対象事業以外の目的で使用してはならない。
- (3) 借受者は、動作解析機器類を第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。

9 修繕等の費用負担

借受者が、動作解析機器類を破損又は汚損若しくは紛失した場合は、借受者は責任をもって修繕等にかかる費用を負担するものとする。

10 その他

その他、この要領に定めのない事項は、本協会と借受者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年2月1日から施行する。